

と申者を、津田勘兵衛殿が安房守殿より被遺處、拜領之儀相濟候之旨安房守殿より被仰聞、其以後慶安三年大水之時右屋敷の水入申に付、本多安房守殿下屋敷之末に而替地拜領仕る云々。とあり。按ずるに、右新立町才監物の上地は、瑞光寺の舊傳に、新立町の廣見舊藩士九里氏の舊邸地是なりといへり。才監物は、舊藩主中納言利常卿に奉仕せし才道仁の男にて、監物も道仁歿後其の家を繼ぎて、利常卿に奉仕せしかど、後大聖寺藩祖侍從利治君分封ありて大聖寺へ入部の頃、彼の従士に命ぜられ、大聖寺へ移住す。三州志健齋餘考に、才伊豆は、初め上杉家の士にて、小田切庄左衛門と云ひ、後に法躰して才道仁と號し、我が微妙公に仕へ、二千石を賜はり、後加恩ありて四千石に至る。元和五・六年の土帳には三千石とあり。居第は小立野藤田五郎・横濱主税等の第地也と云ふ。其子監物の時寛永十六年大聖寺の従士となす。とあり。平次按ずるに、才道仁は寛永二年九月歿すと、瑞光寺の過去帳に記載すれば、監物は父の歿後相續して第地を新立町に賜はりたるなるべし。

○九里覺右衛門奮邸

延寶の金澤圖に、即ち九里覺右衛門と記載す。元祿六年の土帳に、九里甚左衛門新堅町とありて、享保九年の土帳に、千五百石九里甚左衛門新堅町とありて、明治維新廢藩の際まで、新堅町の廣見に代々居住せしかど、家屋を賣却して退去せり。

○九里覺右衛門正長傳

燕臺風雅に云ふ。九里將興。家翁謂正長。字仲天。通名覺右衛門。號名庵。又號三々里人。嘗編撰王代積年記二卷。備公電覽。とて、則ち五十川氏の記を載せたり。景周曰。錦里集亦載王代積年記跋。其事與之相發。といへり。九里氏系譜附錄に、王代積年記功成歟。因茲古瀬戸茶入拜賜。右記五十川剛伯書之。右積年記草稿一部家藏之處。寶曆九年火災燒毀。と載せたり。五十川氏所撰述の中古瀬戸碾茶壺記は左の如し。

余同僚九里正長。平生公務之暇。自寛永末緝閱倭漢之歴史。採取帝王及幕府諸侯且名輩之出處履歷。露抄雪纂三十餘年於茲矣。今茲之春齡臨古稀。編輯功成。因名之曰王代積年記。一日偶頼輿村俊明。謹備羽林菅君之覽。菅君覽之曰。

思渠每在武職。指引諸士。時務頻繁。公餘無幾。然而致志編纂。其功遂成。善哉。是書能慰我心。最稱其老益勤之勞矣。特召正長金城之便殿。辱資中古瀬戸碾茶壺。壺盛磨茗。申之以悃歎之辭。於是正長肅拜盛饌並恩賜。俯伏而退。于時貞享乙丑三月二十四日也。群僚傳聞云。賜碾茶壺及芳茗於君之側。寔希遇之恩寵也。人皆歎羨。是以正長永欲十襲茶壺。藏之笥中。以爲家珍。而傳後昆也。故請余錄其梗槩。不克峻拒。以爲之記。

乙丑孟夏之吉。源剛伯濟之把毫於金陵寓居。

右五十川剛伯は、參議綱紀卿の儒士にて、貞享乙丑は二年也。今茲之春齡臨古稀。編輯功成。とあるをもて、今按ずるに、正長が年齢、家記にも記載せざれど、寛文十一年の土帳に、二千石無組附五十九歳九里覺右衛門とあり。されば正長は慶長十八癸丑の誕生にて、貞享二年は七十三歳なり。それより尙職務に勉強して、貞享四年七十五歳にて致仕し、老名を夕庵と稱し、元祿七年八十二歳にて歿せり。難波の合戦は襦袢の中といへども、慶長年中の生にして、實に吾が藩の古老なりしゆゑにや、寛文元年七月綱紀卿入

國し給ひ、九月小松城へ巡見として出で給ひし時、正長を召連れられ、能美郡淺井繩手の古戰場等の案内をなさめられたり。松雲公夜話録にも、御入國以後小松邊御巡見の節、九里夕庵を召連れられ、淺井繩手せり合の様子、松平久兵衛等鎧を合せたる場所等の事、委細被聞召候旨、度々御意御座候。とあり。三州志健齋餘考に、微妙公は成田半右衛門を召供せられて、淺井吸の戦狀を問ひ玉ひ、松雲公は、九里夕庵を召供せられ、淺井吸迫合の次第、松平久兵衛等の槍場などを問はせ給ふ。と記載す。又按ずるに、加賀藩の士、國初以來書籍に篤志の士は甚だ僅々にて、寛永中には此の九里正長。今枝直方などをこそ、金澤にての學士とはいふべけれ。されば富田景周の燕臺風雅にも、正長が小傳を擧げたるなるべし。九里氏の祖甚左衛門某は、初め信長公に仕へ、後越前府中にて吾が舊藩祖利家卿へ奉仕して、二百石を賜はり、元和五年致仕し宗智と稱す。其の長男覺右衛門某家を繼ぎ、登庸せられて家祿千石を賜はり、寛永七年歿す。其の子長男監物某、父遺知の内六百石を賜